

第25回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月14日（金）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（22人）

農業委員

1番	埤田	定
2番	熊野	茂公
3番	宮内	昭壽
4番	河村	晴夫
5番	小林	勉
6番	田村	尚利
7番	出穂	真奈美
8番	鬼武	敬子
9番	繁本	武紀
10番	藤本	準一
11番	山本	忠男
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	小田	博
2番	城	俊治
3番	末岡	博
4番	國弘	久男
5番	西村	隆裕
6番	秋山	孝
7番	西岡	正信
8番	弘田	靖
9番	久保田	等
10番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用
集積計画の承認について

議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)に
ついて

議案第5号 平成31(令和元)年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ
いて

報告第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第25回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会議事規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、5番 小林 勉 委員、6番 田村 尚利 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、2件でございます。

それでは、番号1からご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、小周防地内の周防公民館の北西約900mに位置する田1筆で面積が1,467㎡の自作地です。申請の事由ですが、譲渡人は遠方に居住しているため当該農地の維持管理が困難であり譲渡先を探していたところ、余力があり農業経営の規模拡大を考えていた譲受人が取得を受諾、双方の希望が合致しこの度申請に至ったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後は現在耕作中の農地と合わせて効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件

は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

鬼武委員、補足説明をお願いします。

8 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

事務局

では、続いて番号 2 についてご説明申し上げます。

申請のあった土地は、三井地内の三島出張所から北北東約 930m に位置する田 1 筆で面積が 2,308 m²の自作地です。申請の事由ですが、当該農地の維持管理が負担となり譲渡先を探していた譲渡人と、余力があり農業経営の規模拡大を考えていた譲受人双方の希望が合致しこの度申請に至ったものです。

では、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後は現在耕作中の農地と合わせて効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 小林委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

小林委員、補足説明をお願いします。

5 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、3 件でございます。

それでは、番号 1 からご説明申し上げます。

本件は地上権設定による転用許可申請となっております

申請者ですが、借受人は東京都に本社を置く太陽光発電事業他を営む法人で、譲渡人は申請地の近くに住まいの個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の北北西 820m の大字岩田に位置する 2 筆で、登記地目はいずれも田、面積は合わせて 1,575 m²の自作地です。

事業の拡大のため、太陽光発電事業に適した新たな用地を探していた借受人と、高齢となり当該農地の維持管理に苦慮していた貸渡人の要望が合致し本申請に至ったものです。

借受人は、ここにパネル面積 580 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、北側を法面で分断、他方を住宅に囲まれた小集団内の農

地で、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、熊野委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

熊野委員、補足説明をお願いします。

2 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。
(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは、番号 2 についてご説明申し上げます。

本件は所有権移転による許可申請でございます。

申請者ですが、譲受人は本市出身で現在は熊本県に在住の個人で、譲渡人は申請地の近くに住まいする個人です。

申請のあった土地は、光市役所大和支所の南西約 2 kmの大字三輪に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,248 m²の自作地です。

太陽光発電事業に参入するため事業に適した用地を探していた譲受人の要望に、相続した後、当該農地の維持管理に苦慮しており処分先を探していた譲渡し人が応じたものです。譲受人は、ここにパネル面積 518 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該農地は、過去に農業公共投資等がされておらず、周囲を宅地山林に囲まれた小集団内の農地で、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため第 2 種農地と判断いたします。第 2 種農地は他に代替となる用地がない場合に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、隣接する同一所有者の原野と合わせて取得し事業に供するとのことで、問題はないものと判断します。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、城委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

城委員、補足説明をお願いします。

推進 2 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございせんか。
(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号番号 2 は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは、番号 3 についてご説明申し上げます。

本件は使用貸借による、一時的な転用についての許可申請でございます。

申請者ですが、借り受人は市内で建設業を営む法人で、貸付人は市内に住まいする個人です。

申請のあった土地は、光市役所大和支所の北約 3.3 kmの大字東荷に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積が 4,467 m²の自作地です。

受注した、昨年大雨で発生した東荷川の災害復旧工事にあたり、現場に大型の車両が入れないため、現場から比較的近い当該農地まで工事に係る発生土砂を小型のトラックで運搬し仮置きした後、大型トラックで最終処分場へ搬出する積換えヤードとして使用するため、令和 2 年 3 月末までの期限付きで許可申請されたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、農業振興地域の整備に関する法律で規定する農用地区域内にある農地、私共が通常農振農用地と読んでいる農地になり、原則として転用は許可されないものとなっております。ただし、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること、さらに、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合、許可することができるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、工事発生土砂の仮置場並びに積換えヤー

ドとしての一時的な使用であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、農用地区域内農地の一時転用に必要となる農業振興地域整備事業計画の達成に支障を及ぼしおそれの無い旨の市長の意見書が添付されております。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですので問題ありません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書、土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、工事発生土砂の仮置場、積換えヤードであり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

また、一時転用に必要な事業完了後の現状復旧についても誓約書の提出がされております。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、出穂委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

出穂委員、補足説明をお願いします。

7 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。
(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号番号 3 は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

令和元年度 3 号です。新規が 1 件、2 筆で面積は 3,165 m²のみです。合計も 1 件、2 筆で 3,165 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは続きまして議案第 4 号についてご説明いたします。

議案第 4 号の資料をご覧ください。

「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）に

について」でございますが、これは平成 30 年度の農業委員会が実施しました事務等についてその実績を点検・評価したものでございまして、概ね、当初の活動計画について適切に実施できたと考えております。

この議案第 4 号の内容につきまして、光市ホームページに掲載し、5 月 15 日から約 1 カ月の間、この案について市民の皆様からの意見をいただくこととしておりましたが、意見はございませんでした。

事務局としましては、議案第 4 号の案につきまして、正式な「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。
(なしの声)

ございませんので採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは次に議案第 5 号の資料をご覧ください。

こちらは、今年度に農業委員会が実施してまいります事業につきまして「平成 31（令和元）年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」として、その目標等を計画としてまとめたものでございます。

内容としましては、平成 30 年度の実績を踏まえ、今年度の活動計画を策定した内容となっております。

この議案第 5 号の内容につきましても、議案第 4 号と同じく、光市ホームページに掲載し、5 月 15 日から約 1 カ月の間、この案について市民の皆様からのご意見をいただくこととしておりましたが、こちらも意見はございませんでした。

この議案第 5 号の案につきまして、このままの形で正式な「平成 31（令和元）年度の目標及びその達成に向けた活動計画」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。
(なしの声)

ほかにございませんので採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

議長

それでは次に報告事項について事務局からお願いします。

続きまして、報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」でございます。

届出の件数は、4 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に、報告第 2 号 「非農地証明について」でございます。

証明願の件数は 2 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員ほか 2 名の委員と、事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

以上でございます。

議長

只今の報告第1号、及び第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第25回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年6月14日開催の第25回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印